

「ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務」 プロポーザル募集要領

第1 事業の趣旨・目的

岐阜県では、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）に参加意欲を有する県民の方を対象とするNPO活動に関する支援拠点として、平成18年度に岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）2階に「ぎふNPOプラザ」を開設しました。

平成22年度からは、生涯学習相談も併せた「ぎふNPO・生涯学習プラザ」を開設しております。

この「ぎふNPO・生涯学習プラザ」の運営等について、プロポーザル（企画提案）方式により選定されたNPO活動に対する支援活動等を行っている団体に委託することとします。

この募集要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

※留意事項

令和5年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る令和5年度当初予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

第2 募集の内容

1 委託業務名

ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務

2 委託業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託予算額

上限額：12,282,000円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、下記①から⑨までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 会社法人にあつては本店又は支店を、会社以外の法人にあつては主たる事務所又は従たる事務所を岐阜県内に有すること。（登記されたものに限る。）
- ② 評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 県税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者

2 企画提案書の作成

委託業務仕様書を踏まえ、次の項目について提案書を作成してください。

（1）提案の基本的な考え方

NPO・生涯学習プラザ運営委託業務を実施する上での、基本的な考え方、課題、目指すものを記載してください。

(2) 各業務の企画内容

下記①から⑥のそれぞれの業務の実施計画を、具体的に記載してください。

- ①ぎふNPO・生涯学習プラザ管理業務
- ②NPOに関する各種相談業務
- ③NPOと活動参加希望者との人材仲介（マッチング）業務
- ④生涯学習情報に関する相談及び情報提供業務
- ⑤NPOの組織基盤強化等を目的としたセミナー開催業務
- ⑥その他プラザの設置目的を達成するために必要な業務

(3) 業務実施にかかる人員体制について

人員体制等について、方針・配置計画、育成計画を記載してください。

(4) 委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

委託業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性があれば記入ください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ①公募要領等の公表・配布 | 令和5年2月 6日（月）～5年3月 7日（火） |
| ②公募要領等に関する質問受付 | 令和5年2月 6日（月）～5年2月17日（金） |
| ③プロポーザル参加申込受付 | 令和5年2月 6日（月）～5年2月20日（月） |
| ④企画提案書の受付 | 令和5年2月 6日（月）～5年3月 7日（火） |
| ⑤プロポーザル評価会議 | 令和5年3月16日（木） |
| ⑥評価会議結果の通知・公表 | プロポーザル評価会議による事業者の選定後、参加者へ通知 |
- ※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の入手方法

公募要領等については、次のいずれかの方法で入手してください。

- ① 岐阜県庁ホームページ「トップ> 県政情報> 入札・公売> 公募型プロポーザル（<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>）」からダウンロードして入手してください。
- ② 岐阜県環境生活部県民生活課 NPO・宗教法人係（県庁9階）の窓口で配布します。
・配布時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を県民生活課（第8のとおり）あてにFAX、電子メール（ファイル形式は、ワード文書ファイルとしてください。）又は郵送にて提出してください。

- ・質問書の受付は、2月17日（金）午後5時15分まで。
- ・質問書を提出した場合には、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

②回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2月24日（金）まで、次の岐阜県庁ホームページ上で公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式1）を県民生活課（第8のとおり）まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに県民生活課（第8のとおり）に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(5) 企画提案書の提出方法

①提出書類

- (1) 提案書（様式2）
- (2) 実施計画書（様式3）
- (3) 見積書（様式4）※
- (4) 委託業務にかかるスタッフ一覧（様式5-1）※

※委託業務にかかるスタッフについては、プロポーザル申込みを行う団体に属する職員以外であってもスタッフとして入れることができます。実際に業務を実施する上で、他のNPO法人等への再委託を伴う場合は、「業務の一括委託の禁止」に従うことになりますので、ご注意ください。

- (5) 法人の概要（様式5-2）
- (6) 誓約書（様式6）
- (7) 法人の定款又は規約
- (8) 法人の過去2事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- (9) 社会的課題への取り組み状況（様式7）
- (10) 納税証明書（県税分）
- (11) その他関係資料

②提出部数

5部（原本1部、副本4部）

③提出方法

県民生活課（第8のとおり）まで持参又は郵送にて提出してください。

- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに県民生活課（第8のとおり）に到着したものを有効とします。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。
- ・郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

- エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案内容を意図的に開示した場合
- オ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を県民生活課（第 8 のとおり）に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。経費の区分としては、人件費、事業費、管理費、消費税等の 4 種とします。
- ②見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。
- ③受託者が業務で得られる利用料金等の収入はありません。
- ④ぎふ N P O ・生涯学習プラザ運営業務における見積書における管理費の計上については、次の点に留意してください。
 - ・電気使用料及び水道料等については、県負担となりますので、計上する必要はありません。
 - ・次の経費については、受託者負担となりますので下記の金額を参考に計上してください。

◇ インターネットプロバイダ接続料及び使用料

・フレッツ光基本料	1, 9 8 0 円/月額
・固定 I P 利用料	1, 5 0 0 円/月額
・ウイルスチェックサービス利用料	2 0 0 円/月額
計	3, 6 8 0 円/月額 程度

※他に Wi-Fi 等を必要とする場合は、参加者において所要額を計上すること。

◇ 電話料（設置仕様は次のとおり）

「NTT西日本(株)ひかり電話オフィスタ입 (フレッツ光ネクスト)」	
フレッツ光ネクスト利用料	6,200円/月額
割引	△430円/月額
機器貸与料	1,000円/月額
ひかり電話基本料	1,300円/月額
追加番号使用料	100円/月額
通話料 (8.4円(税込)／3分)	8,700円/月額(参考)
計	16,870円/月額 程度

※他に必要とする付加サービス（ナンバーディスプレイ）料金等については、参加者において所要額を計上すること。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

事業者（受託者）の選定においては、提案書の審査及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和5年3月16日（木）

(2) 開催場所

岐阜県庁 3階 304会議室

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分間（その後、評価会議構成員からの質疑）

(4) 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・各応募者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。
- ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用することができません。企画提案書受付期間中に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定方法

県が別に定める「ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務」プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議各構成員において、別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 評価会議各構成員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

ウ 評価会議の構成員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与します。

ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位にあたる空位の順位点の合計を、当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与します。（小数点以下第1位を四捨五入）

エ プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。

ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

オ 最も順位の高い者を契約候補者として選定します。

カ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称、評価点及び順位点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

応募者が2者の場合は、③は公表しません。

第5 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点の合計が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うこととします。

2 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、委託業務の完了後に県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に、受託者に対して支払います。

なお、県が必要と認める場合は、委託料の一部を前金払いすることができます。

3 その他

選定した契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議から本契約締結までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要領及び同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 関係法令の遵守

当業務の実施にあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館条例
- (2) 岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則
- (3) 県又は施設管理者が県民ふれあい会館に関して定める要綱・要領等
- (4) その他の関係法令

5 文書の管理・保存

受託者が、当業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）に準じ、ぎふNPO・生涯学習プラザ文書管理表により適正に管理・保存すること。また、当業務終了時には、県の指示に従って、県に引き渡しを行うこと。

6 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、県の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上で行ってください。

7 実施報告書の提出

- (1) 受託者は、中間報告として、契約の日から9月末日までの業務実施状況について、当該期間終了後20日以内に、別途指定する中間報告書を作成し県に報告するものとする。
- (2) 受託者は、全期間（契約の日から翌年3月まで）の業務実施状況について、別途指定する形式で全期間終了後速やかに事業実績報告書を作成し、県に報告するものとする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができません。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとしします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとしします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとしします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとしします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

岐阜県 環境生活部 県民生活課 NPO・宗教法人係

TEL：058-272-8203（直通） FAX：058-278-2889

電子メールアドレス：c11261@pref.gifu.lg.jp

別添1

年 月 日

岐阜県環境生活部

県民生活課長 行

公 募 要 領 等 に 関 する 質 問 書

「ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務」プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法人名称：

所在地：

担当者名：

電 話：

F A X：

電子メール：

質問項目	(募集要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県環境生活部県民生活課 担当：NPO・宗教法人係

FAX 058-278-2889

E-mail c11261@pref.gifu.lg.jp

「ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務」プロポーザル評価基準

評価項目及び評価内容について

各評価会議構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 課題を踏まえた提案内容の具体性及び実現可能性 (60点)					
(1) ぎふNPO・生涯学習プラザ管理業務の実施計画が適切か (10点)					
NPO活動、生涯学習活動等の社会貢献活動の現状と課題を踏まえた具体的かつ適切な内容で、効果を見込めるものか。	5点	4点	3点	2点	1点
利用者のニーズや意見に基づき利便が図られ、プラザの周知のための効果的な広報施策がとられる等により、県民やNPOなどの積極的な利用が促進されるよう、工夫されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(2) NPOに関する各種相談業務の実施計画が適切か (10点)					
県民やNPO等の多様なニーズに応じた相談対応や各種情報提供の方法が、具体的かつ適切で、効果を見込めるものか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3) NPOと活動参加希望者との人材紹介サービス(マッチング)業務の実施計画は適切か (10点)					
情報収集や情報提供が効果的に行われるような取組みや工夫が見られるか。	5点	4点	3点	2点	1点
各種専門家やNPOスタッフ等の人材紹介において、提案者ならではの、ノウハウ・経験・ネットワークを踏まえた工夫が見られるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(4) 生涯学習情報に関する相談及び情報提供業務の実施計画が適切か (5点)					
県民のニーズに応じた相談対応や提案者ならではのネットワークを踏まえた情報提供の工夫が見られるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(5) NPOの組織基盤強化等を目的としたセミナー開催業務の実施計画が適切か (15点)					
適切かつ効果的な内容となるよう計画されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
NPO法人を取り巻く環境やニーズの変化を捉えた工夫がされているか。	5点	4点	3点	2点	1点
実施方法・回数・開催場所等が適切かつ効果的な内容となっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(6) その他プラザの設置目的を達成するために必要な業務の実施計画が適切か (10点)					
適切かつ効果的な内容となるよう計画されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
他の中間支援組織との連携、支援の計画について工夫がされているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力と体制整備 (40点)					
(1) 相談担当者の知識・経験・スキル (20点)					
法人設立、運営、会計、生涯学習、ボランティア活動など様々な種類の相談に対応できるよう人材の配置が考えられているか。	5点	4点	3点	2点	1点
相談担当チームに、統率力、課題発見・解決力、企画力の優れた人材の配置が考えられているか。	5点	4点	3点	2点	1点
社会貢献活動に関する知識・経験、その他望ましい資格を持つ人材の配置が考えられているか。	5点	4点	3点	2点	1点
社会貢献活動に関する知識・経験・スキルが身に付くよう人材の育成について考えられているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(2) 人員体制 (10点)					
事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が組まれているか。	5点	4点	3点	2点	1点
法人の本部職員等によるバックアップ体制は取れているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(3) 見積の積算 (5点)					
見積の項目(人件費・事業費・管理費)について、積算が妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点
(4) 社会的課題への取組 (5点)					
「仕事と家庭の両立支援」に積極的に取り組んでいるか。(2点)					点
「障がい者雇用」に積極的に取り組んでいるか。(2点)					点
「若者の採用・育成」に積極的に取り組んでいるか。(1点)					点

OKBふれあい会館（岐阜県県民ふれあい会館）2階 平面図

